



R-CORPORATION

福祉サービス第三者評価 社会的養護関係施設 のご案内

随時受け付け！

福祉サービス第三者評価機関
グループホーム外部評価機関
小規模多機能型外部評価機関
介護サービス情報の公表



◆社会的養護関係施設に関する第三者評価に向けて

R-CORPORATIONは平成16年から評価機関として、福祉サービスの質の向上に向けて第三者評価、外部評価、情報の公表に携わり、利用者が質の高い福祉サービスを選択できる支援及び、事業所運営の改善に努め、利用者の利益の為、そして社会貢献を使命とし、皆様と共に尽力を尽くし、実績を積み上げている最中ではありますが、この度、24年から義務化になりました「社会的養護関係施設」の第三者評価につきましては、政治的背景及び社会を取り巻く問題として、第三者評価の意義が高く期待されております。これらの改善の必至を厚労省から全社協を通し、全国の評価機関に委ねられることになりました。私共は、子ども、母親等の利益を守り、且つ、施設の支援的な文化風土の有効性の提案を行い、日本の明るい未来への一端を担い、選ばれし評価機関として、これまで以上に社会的意義と誇りを持ち取り組んでいきたい所存でおります。どうぞ、宜しくお願い申し上げます。



株式会社R-CORPORATION 代表取締役 倉内エリカ

◆社会的養護関係施設についての第三者評価について

社会的養護関係施設第三者評価の目的



●社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もある他、家庭等で虐待を受けた子どもの入所が増加し、施設運営の質の向上を図ることが急務であることから、24年度より、3年に1回の第三者評価の実施を義務付けされることになりました。

『社会的養護の施設において、子どもの最善の利益の実現のために、施設運営の質の向上を図る為の取り組みとして、第三者評価及び自己評価を行う事とされています。（「児童福祉施設の整備および運営に関する基準」より）

社会的養護関係施設第三者評価に必要な視点

①質の向上を支援する

社会的養護関係施設には、自発的、自主的に第三者評価を受審するという意識をもって頂くと共に、評価機関として、社会的養護関係施設が支援の質の向上を進める上で何を改善する必要があるか等について、気付きの機会を提供する。

②施設の現状等を見える化する

評価を通して「社会的養護関係施設が目指していること」「現状」「改善に向けた必要な取り組み」を明らかにし、施設の取り組みとして特に評価が高い点、改善が求められる点についても評価結果で示すことが必要。

●平成24年度から社会的養護関係施設の第三者評価の受審経費については、3年に1回、30万円を上限に措置費に算定されます。横浜市につきましては、60万を上限と

目次：

社会的養護関係施設に関する第三者評価に向けて	1
社会的養護関係施設についての第三評価	1
社会的養護の制度の仕組みについて	2
児童養護施設の児童	2
社会的養護の仕組みの特徴（措置制度）	3
社会的養護の構図	3
社会的養護関係施設第三者評価の手法	4
社会的養護関係施設第三者評価事前説	5
社会的養護関係施設第三者評価訪問調査のスケジュール	6
“Rのかたえくぼ”	7

評価調査員の心得

- 適切なヒアリング技術（傾聴）を持ち、質問は趣旨を明確に行い、評価に必要な情報を得、そして施設においては振り返りにつながるようなヒアリングを行います
- 施設の業務に支障をきたさないよう留意します
- 情報の収集や取扱いに関して節度ある行動を心得て取り組みます

◆社会的養護の制度の仕組み（施設の種類、施設数、児童数等の現状）

保護者のない児童、被虐待児等、家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

ここ近年、要保護児童数の増加に伴い、十数年で児童養護施設の入所児童数は1.11倍に。また、乳児院では1.20倍に増加している。一方、里親等委託児童数は、2.06倍に増加傾向にある。

施設	対象児童	施設数	現員
●乳児院	・乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	123か所	2,963人
●児童養護施設	・保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	585か所	29,114人
●児童自立支援施設	・不良行為をなし、または為すおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	58か所	1,894人
●情緒障害児短期治療施設	・軽度の情緒障害を有する児童	37か所	1,178人
●母子生活支援施設	・配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	261か所	3,850世帯 児童6,015人
●自立援助ホーム	・義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童	82か所	310人

○小規模グループケア	650か所
○地域小規模児童養護施設	221か所

※厚労省家庭福祉課調べH23.10.1現在
現員数については、福祉行政報告例よりH23.3月末現在

*児童養護施設の児童（平均年齢、在籍期間、措置理由）

*児童養護施設の0歳から18歳（～）までの在籍児の総数は、31,593名であり、在籍児の平均年齢は10.6歳となっている。また、入所時の平均年齢は5.9歳である。最も多い年齢は12歳で、2,486名に上る。在籍児童の平均期間としては、4.6年であり、最も多いのは1年未満の在籍児童数では5,410名で、全体の17.1%となっている。在籍12年以上では、1,654名に上り、全体の5.2%を占めている。

*児童の措置理由

最も多い理由として、「母の放任・怠惰」11.7%、次いで「母の精神疾患等」10.1%であり、「母の虐待・酷使」が8.5%、また、「破産等の経済的理由」では7.6%あり、現社会経済的要因にて児童が施設に入所する例も多い。

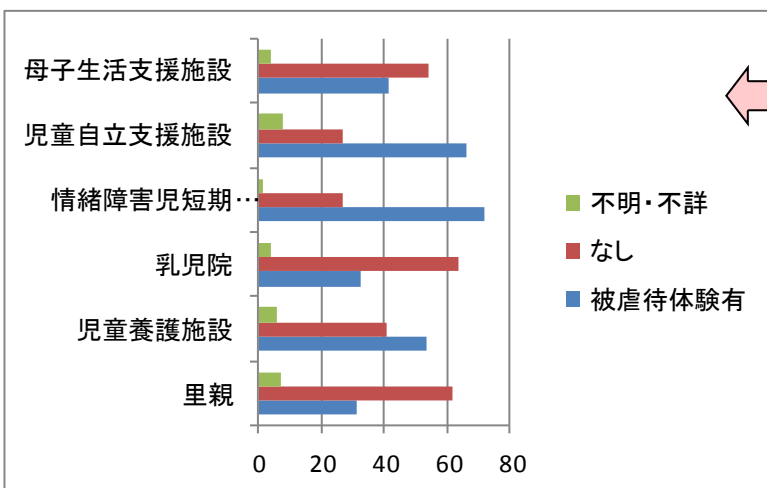
(人)

父の死亡	195	母の死亡	580	父の行方不明	328	母の行方不明	1869
父母の離婚	1304	父母の不和	252	父の拘禁	563	母の拘禁	1048
父の入院	327	母の入院	1506	父の就労	1762	母の就労	1293
父の精神疾患等	180	母の精神疾患等	3197	父の放任・怠惰	654	母の放任・怠惰	3707
父の虐待・酷使	1849	母の虐待・酷使	3707	棄児	166	養育拒否	1378
破産等経済的理由	2390	児童の問題による 監護困難	1047	その他	2674	不詳	631

◆社会的養護の仕組みの特徴（措置制度）

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育すると共に、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。
- ・社会的養護では、親がいない、親が虐待を行っている等の場合が多いことから、利用契約ではなく、行政による保護（措置）の方式をとっている。どのような保護・支援を受けることが子どもの最善の利益になるか、児童相談所等が専門的知見に基づいて決定する仕組み。
- ・公的責任で一定の水準を確保するため、措置費（国庫負担2分の1）により、費用をまかなう仕組み。（児童入所施設措置費等 約893億円（平成24年度国費分））

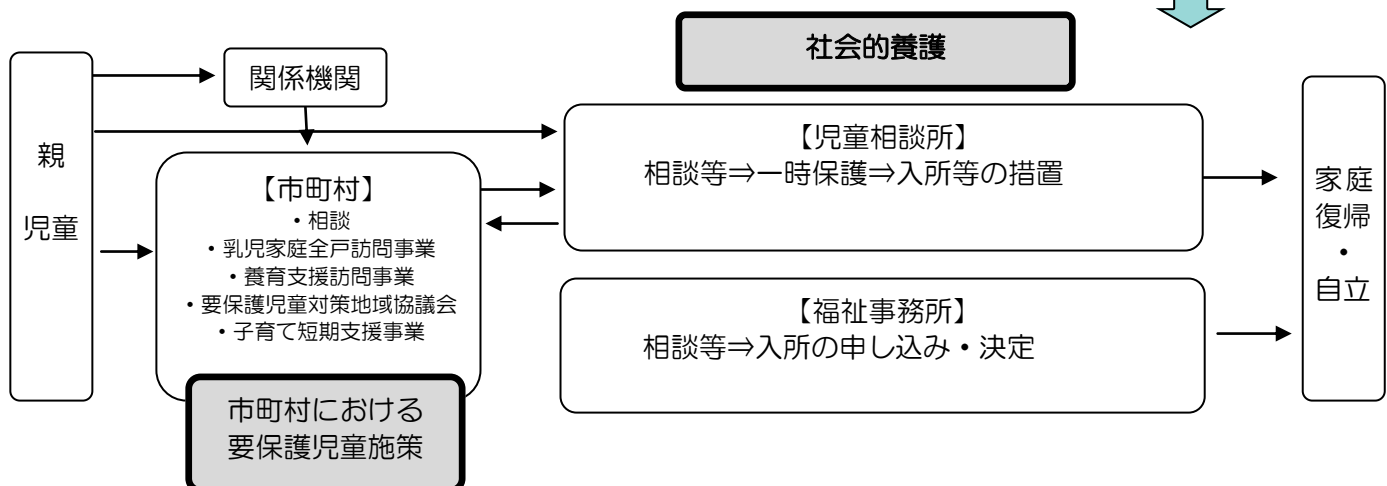
	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	母子生活支援施設
対象者	要保護児童	児童の福祉に欠ける母子
入所方式	措置制度	行政への申し込み決定
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （児童相談所）	都道府県、市、福祉事務所設置町村 （福祉事務所）
財源	措置費（国2分の1、都道府県2分の1）	措置費（国2分の1、都道府県4分の1 （2分の1）、市等（4分の1）



「虐待を受けた児童の増加」
児童虐待の増加に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子ども等への対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。また、障害等のある児童が増加し、児童養護施設においては、**23.4%**が、障害有りとなっている。（知的障害者：2,968人）

*虐待を受けた要保護児童に対しては、都道府県が行う社会的養護施策と、市町村が行う要保護児童施策が、連携して行われている。

◆社会的養護の構図



◆社会的養護関係施設第三者評価の手法

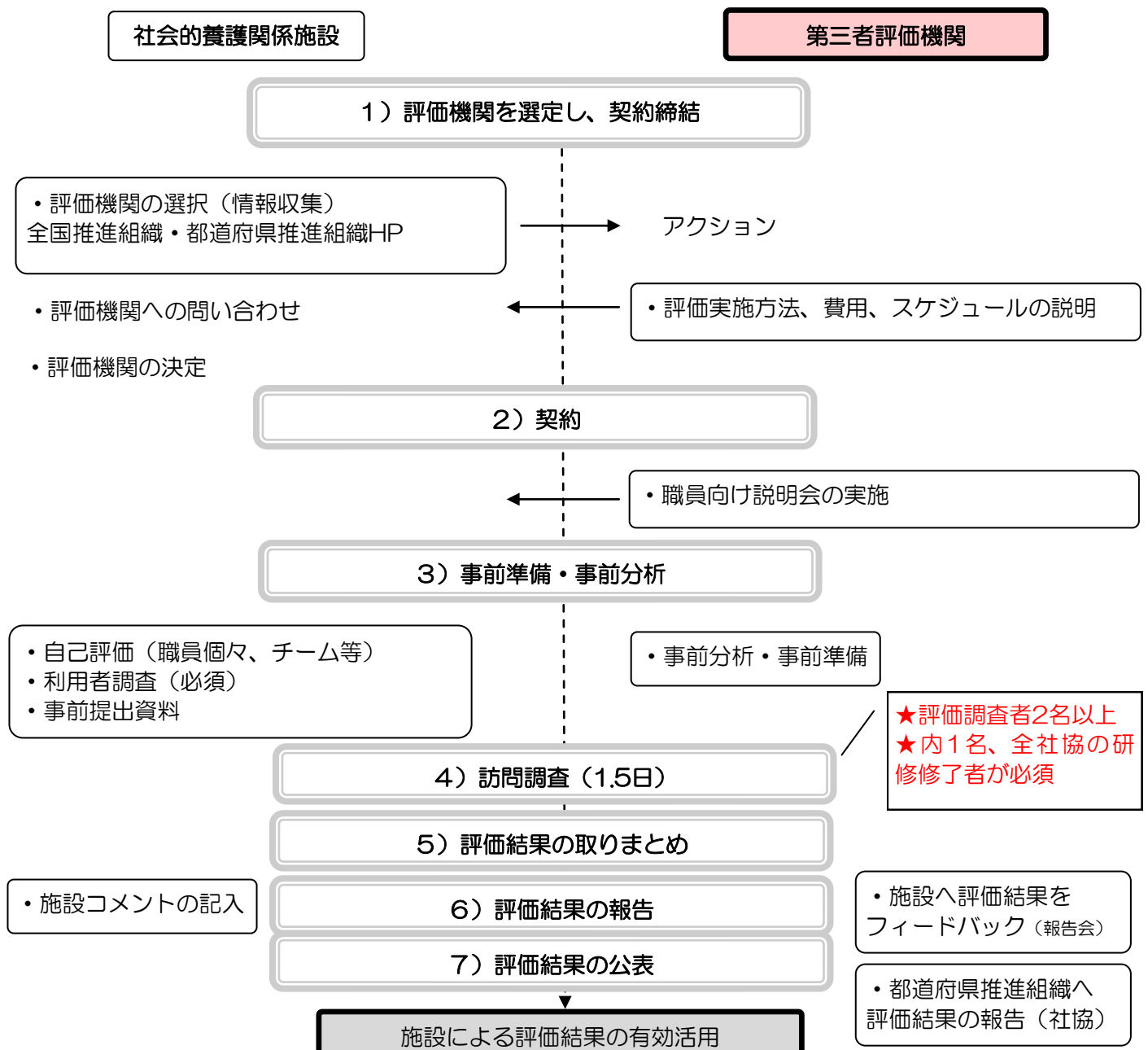
① 社会的養護関係施設の第三者評価基準

◆社会的養護関係施設については、種別ごとの施設運営指針が策定され（児童養護施設版、乳児院版、情緒障害児短期治療施設版、児童自立支援施設版、母子生活支援施設版）、これに対応した全国共通の第三者評価基準が作成された。評価機関の広域的な活動を促進できるよう、原則として、全国共通の第三者評価基準によって行う。



◆児童養護施設版	98項目	◆乳児院版	80項目
◆情緒障害短期治療施設版	96項目	◆児童自立支援施設版	96項目
◆母子生活支援施設版	85項目	※各々共通53項目を含む	

② 第三者評価受審の流れ（全国共通基準の場合）



◆社会的養護関係施設第三者評価の事前説明、留意点について

③ 第三者評価手法の留意点

(1) 利用者調査の目的・位置づけ

- 子どもがどのように感じているかを把握することが目的。満足（満足度）を評価するものではない。
- 提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことで支援を高める効果をもたせる。
- 子どもの回答は、これまでの家族関係、生活習慣、成育歴等が影響されていることを考慮し、そのまま回答を受け止めるのではなく、回答の意図するところをくみ取る。

(2) 社会的養護関係施設の利用者調査について

- 第三者評価基準とは別に、一定の質問項目を策定し、アンケート調査やヒアリングを行う等により、子ども等の認識を把握し、第三者評価基準に基づく全体の評価結果を取りまとめる。よって、子ども等の認識等を把握する方法とし、利用者満足度のある尺度をもって評価するものではないと位置づけている。
- インタビュー調査を行う場合は、子ども等の様々な背景や障害等、多様な特性があることを考え、評価調査者は一般的なインタビュー技術、倫理観以上に的確に意見を把握する専門的技術、視点が必要。（評価調査者の技術等を育成する必要性）
- 利用者調査を義務化し、アンケート調査を基本として実施する。

*利用者調査は、評価の参考にすると共に、施設にフィードバックすることによって、養育・支援等の質を向上させることに役立ててもらうことを目的とする。

*利用者調査結果から得た子ども、母親の視点（意向）を取り入れ、養育・支援等を進めていくことは、福祉の原点である利用者本位にも一層近づくことである。施設にとっても有益であり、利用者も職員に直接言えない事（嬉しいこと含め）を表現できる機会となる。

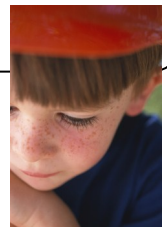
- 利用者調査を実施した結果については、第三者評価に直接反映することは規定されておらず、理由として、調査の目的、施設の対象者の特性、評価調査者の調査技術の点から、定量化・定性化の困難性が予測され、直接評価結果に反映することは、現在、馴染まないものとしています。

(3) 利用者調査の対象

- 想定している利用者調査の対象は、小学校4年生以上の子ども（児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）、母親（母子生活支援施設）と保護者（乳児院）です。尚、その他対象の場合、家族や保護者の意向は、必ずしも本人の意向を代弁していない点に留意することを要します。

(4) 利用者調査の数

- 対象数は、全数（小学校4年生以上）が望ましい。施設と十分な打ち合わせの上、調査対象、調査方法、調査数を決める。可能な対象者において、その結果、一部の層の意向が反映され結果に偏りが生じてしまう事が大いに考えられ、また、施設のある種の意図が働く可能性も考えられる為、結果の活用においては、母集団の意向を必ずしも代表するものではないことを配慮する必要がある。



◆社会的養護関係施設第三者評価訪問調査のスケジュール

訪問1日目（8時間）

9:00	①評価調査員の紹介 スケジュール確認
9:15	②施設内見学
10:00	③基本情報で概要と課題の把握、評価の方向性の共有
11:00	④共通評価項目のヒアリング (昼食)
13:00	④のつづき
15:00	⑤内容評価項目のヒアリング
17:30	終了予定

訪問2日目（2時間）

9:00	⑤内容評価基準（継続）
11:00	⑥まとめ・意見交換
12:00	終了

*訪問開始時間を午後1時からとした場合は、①から⑥の時間配分を組み立てる。

*評価調査員2名×1.5日

訪問調査実施の留意点

「訪問調査の目的と避けるべき視点、態度」の留意点

訪問調査は、評価のための情報を得ることが最大の目的。そのため、具体的な改善提案や評価調査者の感想、考え等をその場で安易に述べることは避けること。

*評価調査員が陥りやすい畏

- ①指導監査、間違いさがし、検査的視点
- ②あるかないか、やっている、やっていないかのチェック
- ③部分最適（特定の状態やレベル等に惑わされ、その部分のみで評価してしまう）
- ④自己満足（評価調査者の自惚れや思い込み、勝手な解釈）

「訪問調査」のポイント

- 1) 現場全体の雰囲気把握する
- 2) 現場でしか得られない情報を収集すること
- 3) 職員の業務や子ども（母子）の生活に支障をきさない行動をすること
- 4) 収集した情報や印象は、見学した後でを記録しておくこと

※日帰りが出来ない地域の訪問調査については、1日目訪問時間を調整の上、当日宿泊となります。2日目訪問後、午後帰省とします。その際、チケット手配、交通費、宿泊費、食事代は弊社の負担とします。

※社会的養護関係施設の評価調査者になるには、全社協養成研修会の受講が必要です。次回の東京会場（灘尾ホール）での研修は、第1日目9月3日（9:45～18:15）、第2日目4日（9:30～18:45）予定とされています。定員は200名です。受講料は未定です。（前回、4日間／3万円）お申込みの方は事前に弊社までお伝えください。

“受審施設から評価機関への声”

《第三者評価を受けたメリット》

- * 気付かなかった良い点、悪い点が理解できた（この業界は自分の施設を守ってしまうので全体的な評価がされにくい）
- * サービスの内容が整理できる
- * 改善の重点がわかりやすくなる
- * 職員の職務意識の向上に効果がある
- * 利用者の意識、ニーズがわかる
- * 礼節を弁えた評価調査員は、受けるものが心を開いて対応ができる

《第三者評価を受けたデメリット》

- * 評価者の施設に対する理解不足
- * 評価者の訓練が必要
- * 他の施設の情報等をフィードバックしてほしい
- * 講評のコメントがわかりにくい。相手に読んでもらうという姿勢に欠ける
- * 時間と費用をかけ評価を受ける必要があるのかと感じる
- * 訪問調査の際、やり取りがなかった事項、特段確認なく講評された事項等があった



求められる評価調査員として

《評価を実施する前に》

- * 施設そのものについて理解する
- * 生活している子どもの状況を理解する
- * 従事している職員の状況について理解する
- * 評価調査者としての立場を理解する
- ※客観的な立場、情報収集、対話重視の姿勢

《訪問調査実施時の留意点》

- * 事前入手できる情報は必ず確認をして訪問
- ※HPの情報、自己評価、利用者調査結果等
- * 評価に必要な情報収集に専念する
- ※予め確認すべき資料、視認する個所を洗い出す
- * 評価に必要な質問をする
- ※予め質問を用意。評価と無関係な質問は避ける
- * 「生活の場」であることを認識し行動する
- ※勤務中職員、生活している子どもとの係り

《評価結果報告書作成時の留意点》

- * サービスの質の向上につながる報告書
- ※施設の強み、弱み等を盛り込み気付きを促す
- * 客観的な施設情報を広く一般社会に発信
- ※平易な表現、業界用語、専門用語は避ける
- * 利用者本位の福祉の実現
- ※現在及び将来の子どもの最善の利益の為

R-CORPORATION

〒221-0835横浜市神奈川
区鶴屋町3-30-8
SYビル2F
(横浜駅西口より鶴屋町交
差点の角、横浜地下街立体
駐車場並び)

電話 045 (319)0278 (代)
Fax 045 (319)0268
Email pr@r-corp.jp/
http:www.r-corp.jp



<商標：ロゼッタ「R」の由来>

1799年の地中海、ナイル川河口の町、「ロゼッタ」で発見された石碑により、偉大なる古代文明の英知が解明されたといわれています。未知なる自己発見と自己実現ができる“場所”であるようロゼッタと名づけました。社名である「R」はこのROSETTAを根源としています。そして、キャラクターとしたこの商標のロゼッタは、“組織は人なり”とされる一人ひとりの個を指し、未知なる可能性への誘いをイメージしています。

[http:www.r-corp.jp](http://www.r-corp.jp)

●R福祉サービス第三者評価対象分野（神奈川県全域）

◇高齢分野：介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム

◇障害分野：身体障害者更生施設・身体障害者入所、通所、小規模授産施設・身体障害者療護施設・知的障害者入所、通所更正施設・知的障害者入所、通所、小規模授産施設・知的障害者通勤寮・障害者自立支援方に基づくサービス・身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める福祉サービス※横浜市：障害者入所施設 ◇児童分野：保育所・児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・横浜保育室 ※横浜市：保育所

◆障害者グループホーム（神奈川県全域） ◆社会的養護関係施設第三者評価（全国）

“Rのかたえくぼ”

【社会的養護における時代の変遷】

過去、日本の歴史的な「社会的養護」は、第2次世界大戦敗戦後、戦災浮浪者の母子、戦災孤児の救済を目的とする政治的措置がスタートでありました。焼け出され親、親戚を無くした孤児は孤児院（今の児童養護施設）や乳児院に収容されました。若い方はご存知無いと思いますが、その頃はラジオが最大の娯楽機器であり、ラジオに「尋ね人の時間」と云うのがあって、「元江東区深川緑町に住んでおられた〇〇太郎兵衛さん、栃木のおじ様が探しておられますのでご連絡下さい」と云った放送が毎日繰り返されていたものです。また、孤児院の子どもが、健気に、元気に過ごす「鐘の鳴る丘」は往時の「君の名は」の放送がある時、女湯が空っぽになった程、人気に匹敵する視聴率を示していたものです。翻って、現代の社会的養護は政治的措置から脱し、他の介護と同様に「契約」を中心とし、利用者が選択出来る制度に移行しています。原則はいろいろの施設の中から自分に合った施設を選択し、自分らしく生活が出来ることを狙いとしていますが、自ら選択は出来ない状況と、社会的養護施設自体がまだ措置から脱しきれず、施設の数も少なく、親権が施設長であるという所も問題とされ、体質は世間に開かれているとは云いがたい現状にあります。

利用者もいわゆる孤児は非常に少なく、親のネグレクト（育児放棄）やDV（ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）、不良行動（暴力、問題行動等）が殆どで、単に貧困や生活能力に止まらない社会の縮図がそこにあります。最大の問題は退所後の受入体制ですが、これは政治の問題であり、例えば不良行為で児童自立支援施設に入り、矯正して退所しても、受入は以前と同じ環境で、再度、不良行為を繰り返すと云った現状があります。子供を教育出来ない親は、自分もその親に教育を受けていないので教育の仕方が分からないのです。

愚痴を云ってもきりがありませんが、せめて施設にいる間は適切な教育と人間に対する信頼を取り戻し、自分も生きる価値があると感じ、1人でも2人でも真っ当な生活に戻れるよう、また、施設がオープンで、開かれた施設となるよう調査員として努力して行きたいと考えております。 推進部長 松本信明

お問い合わせ：第三者評価事業部045-319-0278 (代)

R